

令和3年1月20日
企業年金連合会

「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」の記載誤りへのお詫びと 連合会年金の確定申告に係わる方へのお願い

企業年金連合会が年金受給者のみなさまにお送りしております「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」の事前印刷部分に、下記のとおり誤りがあることが判明しました。

印字しているデータそのものに誤りはありませんが、確定申告に係わる受給者のみなさま及び税務関係者のみなさまにはご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の対応をよろしくお願いいたします。

今後このような誤りを起こさないよう再発防止を徹底してまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 記載誤りの内容

令和3年1月19日よりお送りしている「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」）の事前印刷部分の「区分」「支払金額」「源泉徴収税額」の欄の「区分」の欄の所得税法の適用条項が令和2年分から変更となっているにもかかわらず前年のものをそのまま記してしまいました（別紙参照）。源泉徴収票の様式を印刷するための作業において、確認が不十分でした。

2. 確定申告に係わる方へのお願い

源泉徴収票に印字されている「支払金額」「源泉徴収税額」のデータ等に誤りはありません。確定申告の際には別紙のとおり、所得税法の適用条項を読み替えてご使用ください。

ご心配をおかけして申し訳ありません。重ねてお詫び申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

企業年金コールセンター 0570-02-2666

受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日および年末・年始を除く）

※PHS・IP電話からは、03-5777-2666におかけください。

※お問い合わせの際は、年金証書番号（12桁）がわかるものをお手元にご用意ください。

記載誤りに関するQ&A

Q 1 誤っている箇所を教えてください。

A 1 以下の表のとおり、「区分」の欄に印刷されている条文の番号が誤っています。お手元の源泉徴収票を読み替えていただきますようお願いいたします。

正	誤
所得税法第 203 条の 3 <u>第 2 号、第 5 号、第 7 号以外</u> は適用しない	所得税法第 203 条の 3 <u>第 1 号及び第 3 号</u> は適用しない
所得税法第 203 条の 3 <u>第 2 号、第 5 号</u> 適用分	所得税法第 203 条の 3 第 2 号適用分
所得税法第 203 条の 3 <u>第 7 号</u> 適用分	所得税法第 203 条の 3 <u>第 4 号</u> 適用分

Q 2 印字されている金額や人数に誤りはないのでしょうか。

A 2 「支払金額」「源泉徴収税額」等、印字されている金額等に誤りはありません。

Q 3 確定申告に影響はないのでしょうか。

A 3 確定申告には影響ありません。申告書の作成においては読み替えていただき記入をお願いします。

なお、平成 31 年 4 月より確定申告の際に源泉徴収票そのものの添付は不要となっています。

